

長期駐車自転車の保管開始について

財光寺駅 駐輪場に長期駐車してある自転車等の保管について、日向市自転車等駐車場条例
施行規則第7条の規定により下記のとおり告示する。

令和8年9月17日

日向市長 西 村 賢



記

- | | |
|---------------------|---|
| 1 駐輪場の名称 | 財光寺駅駐輪場 |
| 2 保管自転車等の台数 | 自転車 12 台 |
| 3 自転車等を撤去し、保管した日 | 令和8年9月15日 |
| 4 保管自転車等の返還を申し出る場所 | 日向市 建設部 都市政策課 総務・交通係
電話0982-66-1030(直通) |
| 5 保管自転車等を返還する日時及び場所 | 令和8年9月15日 ~ 令和8年12月18日
土曜、日曜、祝日、振替休日を除く9時から17時
日向市大字富高2203番地1
(日向市 市民環境部 環境政策課敷地内) |